

中世熱田社の権宮司家

——馬場・田島家の所領・所職文書を中心に——

藤 本 元 啓

はじめに

中世熱田社の内部構造を解明するには、まず大宮司の社家に対する支配権力を考察しなければならない。その支配権力の具体的内容としては、社領の領知権・社職の任命権・祭祀権などをあげることができよう。特に社領の問題については、すでにいくつかの蓄積はあるが、その先駆は西岡虎之助氏の研究で、大略次のように整理できる。

②社領は司祭者の私有化したものとして成立し、司祭者は神社に対しては氏神の司祭者という宗教的關係をもち、やがて社領に対しては領主という經濟的關係をとるに至る。

③社領は社家によって給田として分領され、社家はその得分の一部を熱田社に負担し社職を帯びて勤仕するが、大

宮司はこれらを經濟的領知権（社職任命権を含む）として有する。

④大宮司の社領保全の背景は、源氏との血縁結合に求められる。

この西岡説に対して小島鉦作氏は、社領荘園の全貌および領知制の検討がなされていないとし、百四十四ヶ所におよぶ社領の検出と本所皇室の伝領過程とを明らかにされた。しかし社領に関しての理解は、大宮司が権宮司家領以下の各分属社領全般の統制にあたり、その領知権は社領全般におよんだとして、大宮司が社家・社領支配に強大な権力を有していたことを述べられたにとどまり、基本的には西岡説の延長線上にあった。

これらに対して上村喜久子氏は、大宮司の領知権が等しく全社領におよんでいたことを疑問視され、各社領の形成

過程・成立時期・支配構造・大宮司の領知権の在り方などの相違を検討された。その内容は次のように整理できる。

- ②鎌倉後期以降の社領は、⑦一円神領（熱田社が現地に政所・公文・郷司を置き、経営権を有する直接支配の強い社領）とおよぶ社領と大宮司家私領）、④落合郷型の独立性の強い社領（中世的郷で、本所皇室に対して在地領主は熱田社と対等の立場にあり、一定の神役を負担する意味において社領）、⑤国衙側からみると免田、熱田社側からみると料田（国役を免ぜられ、油料・修理料など熱田社への特定用途を負担する散在社領。名主・神官へ上級社家）、在庁らが国衙領から引募ったもので、熱田社に経営権はない）、という三類型に分けられる。特に④⑤は鎌倉前期までに拡大し、大宮司私領的社領とそれ以外の社領との構成比は変化した。
- ⑥大宮司を最高責任者とする熱田太神宮庁による社職補任・給分宛行は、供僧職・末社称宜職・下級神職に限られ、権宮司にはおよばない。

③権宮司職は尾張氏（旧大宮司家）の一定の家系に相伝され、その所領安堵は院宣に求められる。

④鎌倉期の大宮司職は国司庁宣によって補任され、社家

（上級社家）の請文によって効力を発する。

⑤以上の結果、鎌倉後期から南北朝初期において、神社と社領は大宮司と私的關係では律しきれず、権宮司は大宮司に対して独立性をもつに至る。

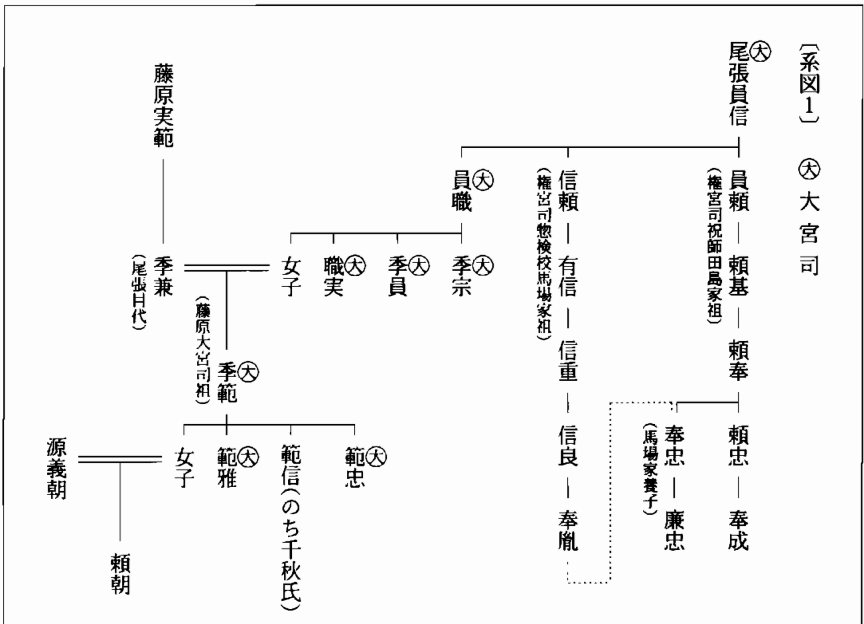
右の上村氏の成果については、いまさら検討を加える要素はほとんどないといつてよいが、④⑤には反証や補足する若干の史料があり、また検討の対象外である南北朝期以後においてもこれらは変容していないかなどを考察することは、氏の見解を補強する点で無意味ではなからう。そこで本稿では右二点を中心に、十二世紀半ばから十五世紀にかけての権宮司家の所領・社職について整理を試み、中大宮司の社家支配を検討するための準備作業としたい。

一、権宮司家の成立過程

まず、すでに周知のことではあるが、権宮司家成立に至るまでの社史を概観しておこう。熱田社は三種の神器の一つの草薙剣を祀るといふ伝承をもちながら、神階の初見は弘仁十三年（八三二）に従四位下と高くはなかった。『延喜式』によると、皇室祭祀の月次祭・新嘗祭・相嘗祭の幣

帛に与ることはなく、祈年祭においては国幣社として規定されておられ、またのちの二十二社にも入っておらず、皇室由縁の神社としての特別な格式はあまりみられない。しかし一方では、康保三年（九六六）までに神階は正一位に昇り、十一世紀初頭には「近日自東自西、萬民來」、尾張国の「鎮主熱田宮」との隆盛をみせ、また律令土地制度の變質にともない社領の集積を図り、やがて「大宮司の威勢國司にも増りて、國のものどもおお恐れたりけり」と評されたように、地方大社としての体面と実力とを兼備するようになった。

ところが長久三年（一〇四二）頃、国司橘俊綱との対立によって「知らん所共てんぜよ」と私領を没収され、「めしたててゆうほどに、こめて勘當」された大宮司は、「心うきことに候、御神はおはしまさぬか」と悲嘆し、その実力は低下したようで、その後遅くとも十二世紀半ば頃までに熱田社は制度的に三宮として国衙のもとに再編されたものとみられる。この経過を端的に示すが尾張氏から藤原南家庶流への大宮司職交替である。尾張目代在職中の康和三年（一一〇二）に没した藤原季兼と大宮司尾張員職の娘との間に生まれた季範（寛治四年八一〇九〇〇生）へ、永



久二年(一一一四)に大宮司職が外家尾張氏から譲られた¹¹⁾。これについては託宣・靈夢・靈告とする史料のみ散見するが、明らかに尾張氏が藤原氏へ社領を寄進したことを意味する。そして季範は京都に進出して居を六条坊門烏丸に構え、その子女達は鳥羽・後白河両院に接近して皇室を本所とした。その結果、尾張氏は権宮司として祭祀権を維持することになったのである。

藤原氏への大宮司職移譲と権宮司家の成立とを図示すると〔系図1〕のようになる。尾張員信の長男員頼が権宮司の祝師田島家祖、次男信頼が権宮司惣権校馬場家祖として本家より独立分家するが、その年代は判然としない。『熱田惣権校尾張宿祢馬場氏系図』は信頼の惣権校就任を天喜二年(一一〇五)三月と記し、また『熱田大宮司千秋家譜』は三男員職の大宮司在職期間を寛徳(一一〇四)から応徳(一一〇八)としてしていることから、一般には十一世紀半ば頃の分家成立とみなしている。ただ分家と同時に祝師・惣権校職が成立したかどうかは一考しておく必要がある。諸系図のなかで「永仁三年五月六日 於田嶋大殿御前、書寫了」との奥書を有する『田島丹波系図』に初出する「祭主権宮司」(祝師)は頼奉であり、〔系図1〕で分か

るように藤原大宮司季範と同世代である。したがって、十二世紀初頭の大宮司交替の渦中において祝師・惣権校職は成立したとみるのが穏当なようである。

なお員頼・信頼が大宮司に就けなかった理由はよく分らない。『田島丹波系図』は員頼の母を「内大臣頼通公祇候人佐渡式部大夫成季之女子」、信頼の母を「召使女」と記してはいるものの、員職の母については記載はなく、その比較はできないが、三兄弟のなかでは員職のみが任官(伊勢権守)していることから、各母の出自に身分差があったのかもしれない。

次に権宮司の職掌の一つである祝師と惣権校についてみておこう。田島家の祝師は「権宮司兼祭主、謂之祝詞師」とあることから、神事において祭主として祝詞を奏する役職を指すことに由来しているといえよう。馬場家の惣権校は社内の庶事を監督する立場にあったというが、明確な職掌規定を見出せない。しかし、祝師と惣権校とは対応する職掌用語と考えられることから、惣権校とは神事の庶務に関わる役職とみられ、惣権校のみが社内全般の庶務・経営、例えば社領に関わることで管轄したわけではない。なお田島・馬場家の順座は祝師・惣権校在職者の年老によ

ること、前出〔系図一〕で示したように馬場家断絶のとき田島奉忠を養子相続に迎えていること、また馬場氏も田島家と同様に祭主を勤めた例があることなどから、両家は相互補完関係にあり、他姓を入れない旧大宮司尾張姓権宮司家として存続した。

さて尾張氏は権宮司家として祭祀権を維持したとはいえず、大宮司職が藤原氏のもとに去ったという事実は、社領・大宮司家領が藤原氏に渡ったことを意味し、それが尾張氏にとって経済的打撃をもたらしたことは想像に難くないといわれている。その一例として、久安六年（一一五〇）左大臣藤原頼長が熱田社の旧神職であった尾張成重の窮乏を憐れみ、尾張日置荘を檢注して援助する旨を伝えたところ、成重は「臣昔爲熱田神主、是以彼國有勢者、敬禮尤深、今貧賤、向彼國、昔從者必有蔑、如何、況去神主職之日誓言不還補此職、不復向此國²⁵、何貪小利變先誓乎、敢辭之²⁶」と返答したことがあげられよう。この成重の言のなかに尾張氏の経済的没落が集約された感はあるが、その経済的基盤がすべて消失したわけではない。

十二世紀前期における権宮司家の所領について語る史料はいまのところ管見におよばないが、次節で述べる権宮司

惣檢校馬場奉忠の所有する「大宮・八剱宮兩社新季大般若經新田拾參町陸段²⁷」は、平頼盛の尾張国司在任中の長寛元年（一一六三）に、奉忠が国免を蒙り熱田社料田に引募ったもので、もともとは奉忠もしくはその先祖の開発地であろう。しかも料田に引募った十三町六段は奉忠の全所領を示す「力王子已下名田²⁸」に含まれたとみられ、尾張氏の所領は少なからず存在したのであり、また開発を行う余力はあったのである。先の成重の困窮は尾張氏の傍流であったためかもしれない。²⁹

次節以下では、このような権宮司家の所領と所職とについての関連文書を紹介するとともに検討を加えてゆくことにしたい。

二、惣檢校馬場家

これまで管見におよんだ馬場家の所領・所職に関わる文書を編年順に整理したものが「表一」の十四通で、年紀をみると鎌倉初期から南北朝期にかけての二世紀間に限られる。馬場家の所領は、まず次の⑩⑪文書によって大略を知ることができ。

〔表1〕惣檢校馬場家關係文書 ※『鎌倉遺文』未所収文書 ②③④⑥

和曆年月日	西曆	文書名	宛所	内容	出典
① 寿永2・(7・16カ)	一一八三	源朝朝書状案	故(馬場)奉忠後家 (故(馬場)奉忠後家カ)	馬場奉忠の奉公に対する礼状	馬場家文書(熱田神宮文書)(平安遺文八四・三四号)
② (文治元) 9・8	一一八五	某添状写(包紙に元暦一年)		馬場奉忠遺跡の本宅カドトカを譲与(安堵)	馬場家文書(張州雜志卷三)
③ 建久3・12・10	一一九二	將軍家(源賴朝)政所下文写	熱田國熱田宮神宮司(馬場)奉忠後家 熱田社講衆(馬場)康忠	馬場奉忠跡の本宅カドトカを譲与(安堵) 本所安堵	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)
④ 正治2・8・	一一〇〇	源賴朝(文親)	熱田宮神宮司(馬場)康忠	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)
⑤ (文暦2)	一一〇〇	源賴朝(文親)	熱田宮神宮司(馬場)康忠	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)
⑥ (正嘉2・8カ)	一一五八	將軍家(源賴朝)政所下文写(前簡)	熱田宮神宮司(馬場)親經	相伝私領知行安堵	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)
⑦ 永仁5・2・25	一一九七	伏見天皇女房奉書	あつたのすけ 大大	成武郷相伝知行安堵	馬場家文書(鎌倉遺文一八七・一七七号)
⑧ 元亨元・4・	一一三一	かやそる局安堵状	熱田宮神宮司(馬場)親經	成武郷内の馬場員相伝知行安堵	馬場家文書(鎌倉遺文一八七・一七七号)
⑨ 暦応2・8・	一一三九	尾張(馬場)良繼申状案(断簡)	宝光庵方丈等	所領文書紛失の証判申請	馬場家文書(鎌倉遺文一八七・一七七号)
⑩ 観応2・5・22	一一五一	尾張(馬場)良繼申状	尾張(馬場)家仲	知行所々の分割譲与(形子分力)	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)
⑪ 文和3・11・10	一一五四	尾張(馬場)伊賀守実仲讓状	尾張(馬場)美作權守家仲	相伝私領・散在品・御野等譲与申請(譲与)	熱田宮及大宮司文書写(名古屋市史資料本)
⑫ 貞治6・11・14	一一六七	崇光上皇院宮写	尾張(馬場)美作權守家仲	惣檢校職・殿大夫殊官職以下所帯安堵	馬場家文書(熱田神宮文書)(千秋文書上巻一四号)
⑬ 応安3・12・	一一七〇	熱田太神宮片補任状写	散位尾張(馬場)カ 秀仲	御井料田5段知行安堵	熱田神宮文書(千秋文書中巻六号)
⑭ 応安5・8・	一一七二	尾張(馬場)美作守家仲讓状写	尾張(馬場)常隆介重仲	相伝私領(口補簡)職・散在品等譲与申請	熱田神宮文書(中巻六号)

〔⑪文書〕尾張(馬場)伊賀守実仲讓状

讓付屋敷田畠曠野等事

合

- 一所 屋敷熱田宮内 四至限東律之木 限南小路
- 一所 屋敷高瀬池 加余畠定 限北原社路
- 一所 參町陸段 同宮領成武畠
- 一所 參町 同宮供御所 野依曠野
- 一所 壹町 同宮御油新所 細地臨曠野
- 一所 伍段 (所脱) 同宮供御所 塔迫田

右件屋敷并散在田畠曠野等者、伊賀守實仲重代相傳地也、爲病躰之間、相副關東代々御下文并次第證文等、嫡男家仲永所讓付也、敢付親疎、不可有他妨、仍爲後日讓渡之狀如件、

文和三年十一月十日 伊賀守實仲(花押)

〔⑭文書〕尾張(馬場)美作守家仲讓状写(断簡)

(前欠)

山田郡 野寄荒野參町

中嶋郡 珠耀名郷司職

山田郡 大金塔迫七段

〔不カ〕件屋敷并散在田畠等者、美作守家仲重代相傳之本領而、當知行無相違地也、然間任則關東〔代カ〕陛下知并次第證文等、常陸介重仲永所讓付〔也カ〕、雖然一期後者、鈕若丸直仲可被讓与者也、□斯定置上者、敢不可成其外者望、仍爲後日□依渡狀如件、

應安五年八月 日 惣檢校美作守家仲（花押影）

〔①文書〕は文和三年（一三五四）に馬場実仲が嫡男家仲に譲与した重代相伝地を記している。その内訳は⑦屋敷地と⑧熱田社領成武郷内の畠地・同社供御所・同社御油料所の田地・曠野の計八町一段の散在田畠曠野で、屋敷地と成武郷の畠地以外の所領は、供御所・油料所などとして特定の用途に宛てられた料田畠（曠野を含む）である。また〔④文書〕は応安五年（一二七二）家仲が叔父重仲に譲与した屋敷地・散在田畠などを記しているが、このなかには「中嶋郡 珠耀名郷司職」とあるように一円神領の郷司職も含まれていた。すなわち惣檢校馬場家の所領は、熱田社領の一部を構成するものである。

なお右にあげた所領は、「①文書」に「一所壹町

同宮供御所
細地曠野

母儀「胡後、可知行也」の註記がみられるものの、全体

としては惣領に譲与された所領である。しかし〔⑩⑬文書〕によると、没後の追善のために庶子や僧侶に対して小規模の田畠が譲与されていることから、〔⑪⑭文書〕以外の所領も若干所有していた。

では馬場惣領家の相伝所領は、社領とはいってもどのような性格を有していたのであろうか。長文ではあるが、その性格を端的に示している「⑤文書」をみておこう。

〔⑤文書〕尾張（馬場）親継申状案（断簡）

熱田宮神官散位尾張宿禰親継解、申請社家國衙□□

□□

請早且任先例傍例、申請社家并國衙御證判、備後代龜□、去年十二月廿八日未尅令燒失私領名田調度文書等子細狀、

合拾通

⑦ 神宮寺修理新田拾町事

一通 母堂賢子藤原氏讓于親継狀 建永元□□

件新田者、去建久年當國冷泉大納言家御任中、親継母堂□□氏申請五十町奉免廳宣、令寄進當寺修理新田畢、

町五段・同法華経料田五町で、いずれも料田、つまり熱田社領である。

各所領の成立・譲与過程をみてゆくと、⑦は親継の母藤原賢子が建久年間（一一九〇～九）に尾張国司であった「冷泉大納言家」藤原隆宗^②に庁宣を受け、熱田社へ寄進して成立した熱田神宮寺修理料田五十町で、建永元年（一二〇六）四月の賢子死去に際して、そのうち十町を親継が譲り受けたものである。⑧は前節で少し述べたが、長寛元年（一一六三）に親継の祖父奉忠が国司頼盛の庁宣を受けて「引募」った大般若経料田で、祖父奉忠―父廉忠―兄頼嗣―親継と代々惣檢校家に相伝された所領である。このうち牛跡里廿坪の一町は久田清嗣に売却して、残り十二町六段を親継が相続している。熱田社には毎年「上分」として「絹參定并請僧供祈」を納めることが国免を受け料田とするときに定められた条件であった。⑨は大江成宗が開発した愛智郡小船津里を神宮寺修理勸進僧である父良暹に譲与し、良暹が承久元年（一一一九）に国免を受けた薬師講田六町五段のうち一町五段を元仁元年（一二二四）に親継の養母藤原淨忍が「絹捌疋」で買得して、これを貞永元年（一二三二）に親継が譲り受けたもので、残り五町は同年に当地

頭の禪尼が神宮寺法華経料田として寄進している。

このように親継の相伝した所領は、もともと熱田社に対して修理料などの神役負担を条件に国衙への負担を免除された免田であり、「はじめに」に記した上村氏の社領分類の④―⑦に該当する。具体的な神役は「⑤文書」①にみえる「社家上分絹參定并請僧供祈」と称するもので、熱田社には親継を介してこの上分を得るのみの権益があったにすぎない。これが熱田社の料田に対する支配のすべてであって、新規の課税や檢注などの権限を有したわけではなかったのである。また上村氏の指摘によると、親継の所領の相伝経緯を示すものは馬場家内部の譲状だけで、大宮司はその安堵にさえ関与してはいなかった。それは料田を引募って寄進する者の権益が大宮司よりも強く残るためという。これは極めて重要な指摘であり、これまで単純に考えられていた本所皇室―大宮司―社家（権宮司を含む）という支配関係に変更を迫るものといえよう。

では馬場家所領の安堵の主体はどこに求められるのだろうか。その具体例をみておこう。まず元亨元年（一一三二）の次の安堵状をあげておきたい。

「⑧文書」かやそる局安堵状

(花押)

あつたの宮の御りやうなりたけのかうのうち、神官
かすなかゝうてんのぶん三丁六反、たいくの院
せんを給りてち行さうゐなきうへ、かの院せん
むねにまかせて、しさいあるへからさるよし、りやう
けかやそるとの御つぼねおほせ事候、あなか

元亨元年卯月 日

あつたのすけこ大夫殿

この安堵状によると、一円神領成武郷のうち馬場員仲の
相伝知行分三町六段の安堵は、「たいくの院せんを給り
てち行さうゐなき」とあり、「はじめに」の上村氏指摘の
◎の通り院宣によって行われていた。この三町六段が◎公
文・政所・郷司などの現地管理職もしくは社職にともなう
給分なのか、①料田として員仲の先祖が社領として寄進し
たものなのか、この安堵状は何も語ってはくれないが、院
宣による安堵から判断して⑦の可能性はなく、④に該当す
ようである。そうであれば、この所領は「はじめに」の
上村氏指摘の②―④にあたるが、加えて②―④の性格をも
持ち合わせているといえよう。また社領である以上、熱田
社への上分は存在するわけで、この地の性格は「⑤文書」

の親継の所領と同様とみなされる。

但し、「①文書」に記された所領の一つに「一所 参町
陸段阿宮領成武郷」とあることは、成武郷のうち定畠の一つの
加余畠が大宮司からの給分となっていたからかもしれない。
給分は社領の一部を神職に給した田畠や熱田社への上分そ
のものを給したもので、給与に際しては次のような宛行状
が発給される。

宛行 宮楠大夫資衡

給分事

右、以穂保御上分跡宛行候也、彼御年貢廿五貫文内、

以十五貫文者、帶装束令調進也、殘十貫文者、可爲恩

給之状如件、

貞和二年十一月三日

この宛行状は貞和二年(一三三六)下級神職の宮楠大夫
資衡に穂保郷の「御上分跡」を給分として与えたもので、
もともと存在した熱田社への年貢二十五貫分のうち「帶装
束」料として十五貫文を調進させる条件を付けて、残額十
貫文を恩給としたことを伝えている。この例から員仲の相
伝地は本所院への直接負担が義務付けられて、給分として
与えられたのかもしれない。

より所領安堵を受けていた。このことは「はじめに」の上村氏指摘の㉔の修正を意味するものといえよう。

これを端的に示すのが次の二通の文書である。

〔⑥文書〕將軍家（宗尊親王）政所下文写（断簡）

將軍家政所下 熱田宮權宮司散位尾張親繼

可令早領知、尾張國熱田神宮寺修理新田拾町・同大

宮八劍宮兩社新季大般若經新田拾參町陸段・神宮寺

藥師講田壹町伍段・同法花經新田伍町・本仁王講田

參拾町伯母・當宮南大門西屋敷等事

右如申狀者、本主曾祖父奉忠後家・祖父康忠等奉忠、嫡子

建久・正正□給當家御下文、相傳知行無相違之間、親繼

得其讓領知之處、文曆元年十一月廿八日炎上之時、御

下文以下之證文等□紛失之間、同二年二月十七日前大

宮司能範以下社官、講衆・御家人・在廳立紛失證判三取、

任彼狀、爲後代欲被賜安堵御下文三取、仍被尋下大宮

司範廣之處、如今月一日請文者、御下文燒失并紛失狀

及當知行之條、親繼申狀無相違、且無可支申之仁三取之意

者、此上者不及子細、任建久・正治御下文并失證判・

養母尾張氏女仁治二年正月廿八日讓狀、且守先一七

この文書によると、親繼が神宮寺修理料田十町その他の

所領について、幕府に対し「爲後代、欲被賜安堵御下文」

したので、幕府は大宮司藤原範広に子細を尋ね調査し、そ

の結果親繼の申分が正当であったので將軍家政所下文によ

てこれを安堵している。大宮司が関与したのは、文曆元年

（一一三四）十二月廿八日の熱田社炎上によって、親繼が

所持していた所領に関する幕府下文以下の証文を紛失した

ので、その証判を記しただけである。本文書は前出〔⑤文

書〕の申請によって発給された紛失状をさらに確たるもの

とするために、親繼が最終的に幕府へその安堵を求めたも

のといえよう。ただ二十年以上を経て幕府への安堵願いに

はやや疑問がのこり、本文書の真偽を疑うべきかもしれな

い。

いま一通の文書は前出〔⑩文書〕尾張（馬場）伊賀守実

仲讓狀である。この讓狀に「關東代々御下文」が添えられ

ていたことは、実仲重代相伝所領が幕府の安堵によって保

証されていたことを示しており、〔⑥文書〕と同様に馬場

家は御家人であったことを意味するのである。

馬場家が鎌倉御家人となった経緯は、寿永二年（一一八

三）七月十六日付と推定される馬場奉忠の未亡人宛の源頼

朝書狀〔①文書〕に窺うことができる。この書狀で頼朝は

「故奉忠(奉忠)すいふん(分)ほう(奉公)こうちう(忠)ある仁に候」(地井)「たかひせられて候らん事、眞實(實)なげき入て候」(奉忠)「ともたのきたう(折備)かん(忠)のうして、いまはふしき(不忠)のいのち(命)、いきてかくて候」(奉忠)と奉忠の奉公祈禱に深く感謝したのち、「ちきやう(知行)のふんおちう(分)してまいらせ候へ、よきさまにはからひ申へく候」と未亡人に奉忠の遺領相続の安堵を申し出ている。具体的には包紙に元暦二年(一一八五)と記される次の文書がある。

〔②文書〕某添状写

奉忠後家尼本宅并力王子名給候由也、鎌倉殿御下文

給處候、早令存知此旨、委細期□□状如件、

九月八日 (花押影)

〔②文書〕にみえる「鎌倉殿御下文」の存在は明らかにできないが、元暦二年九月までに〔①文書〕の頼朝の約束は果されたものとみられよう。さらに建久三年(一一九二)の〔③文書〕によって奉忠未亡人は再度遺領の領掌を確認され、また正治二年(一一二〇〇)には源頼家〔④文書〕によって子息の廉忠に安堵されているのである。

〔③文書〕將軍家(源頼朝) 政所下文写

將軍家政所下 尾張國熱田宮權官司奉忠後□□

可早任相傳安堵本宅、令沙汰力王子并所□□私領田畠事

右件本宅并力王子已下名田、任故奉忠之沙汰、後家□□無相違令領掌、可致沙汰之狀如件、以下、

建久三年十二月十日

案主

令民部少丞藤原(行政)在判

知家事

在□□

別當前因幡守中原(在判)

〔④文書〕源頼家下文写

下 熱田社講衆廉忠

可早安堵本所事

右件廉忠可安堵之由、先度被仰下畢、今又仰□□、

然者一事而無相違、可安堵本所者、依鎌倉中將□□、

以下、

正治二年八月

前 (補部允惟宗脱カ)

散位 (藤原朝臣脱カ)

このような頼朝と奉忠との個人的な関係から馬場家は御家人として位置することになり、その意味で前出〔⑨文書〕②の馬場良継が鎌倉へ所領の訴訟に赴いたことも理解されよう。そして大官司一門が多く御家人化していることを考

え合わせると、少なくとも鎌倉期には大宮司と権宮司惣檢校馬場家とは程度の差はあるにしても、御家人身分としては並立関係にあったといえるのではなからうか。しかもこの両者の関係は、正治二年の大宮司藤原忠兼再任の際に窺うことができる。すなわち『熱田大宮司千秋家譜』の忠兼の項に、

治承二年依(平宗盛)二位殿命、範忠、讓與忠兼、初任職間三年、亦正治二年十二月十九日賜廳宣、同三年正月四日始於海藏門欲披之、然稱新規而於紀大夫殿神前開之、但社家等令御請施行者、同月十四日獻之、

とある。これには治承二年(一一七八)に平宗盛の命によって藤原範忠が忠兼に大宮司職を讓与したこと、正治二年に忠兼は国司庁宣によって再任されたことなど、大宮司補任形態が「讓」から「廳宣」に変質したという重要な問題も含まれているが、当面本稿では忠兼の再任が「社家等」の請文提出によって承認されたことに注目したい。忠兼は海藏門(当時熱田社本宮南門)において庁宣の披露を望んだにもかかわらず、これを紀大夫社神前に変更したばかりか、庁宣披露後十日を経過しての請文献上という「社家等」の行動には、大宮司に対する独立的な立場を窺うことができ

よう。その背景には上村氏の指摘があるように、鎌倉初期は尾張国内における免田の急増時期であり、「社家等」がそれを寄進することによって熱田社の経済的基盤の一部を担い、その結果社内での大宮司一門に対する発言権を高めたものとみられる。そして『熱田大宮司千秋家譜』によると、庁宣による大宮司補任は元徳元年(一一三九)の藤原季宣まで確認されるので、鎌倉期を通じて社家の請文が大宮司就任の最終手続となっていたものと考えられる。このような両者の関係は、大宮司の社家支配に様々な影響・制約を与えたことは自明であろう。大宮司が馬場家所領(料田)に対して定められた上分を得る以外に何ら介入できなかったことは、その結果の一つなのである。

また一方では、「⑧文書」の「あつたの宮の御りやうなりたけかうのうち、神官かすなか、さふてんのふん三丁六反」と「⑩文書」の実仲所領のうち「一所 麥町陸段同宮願城武田 別添品定」とは同一とみられることから、馬場家の所領は全体的にみると、本所院と幕府とによって二重の安堵を受けていたことになる。そうすると馬場家は、⑦熱田社権宮司惣檢校という大宮司の次位に位置する神職としての本来的な地位、④本所院に所領安堵を受けていることから院仕

身分、少なくとも院役を勤める身分、⑦鎌倉幕府に所領安堵を受けていることから御家人であり、御家人役としては「①文書」から祈禱奉公が考えられるなど、三重の性格をもつ家柄であったといえよう。

しかも南北朝・室町期になると本所院との関係はさらに深まったようで、それは次の貞治六年（一三六七）の「②文書」に認められる。

「②文書」 崇光上皇院宣写

熱田社惣檢校職并驗大夫并驗大夫并驗大夫以下所帶等、 奏聞之處、家仲兼當知行不可有相違由者、 院御氣色如此、悉之、以狀、

貞治六年十一月十四日

在判

美作權守

すなわち、馬場家の世襲社職である「惣檢校職并驗大夫并驗大夫以下所帶等」までもが本所院によって安堵されているのである。勿論、大官司による安堵例は馬場家に関する一例もない。この所帯には社職にともなう給分も含まれているようだが、このような院宣による社職自体の安堵は他にまったくみられず、そのため明確にしえないこともあるが、南北朝・室町期において馬場家が院によって社職・

所領の安堵を受けていたことは動かすことはできないのである。

以上のことから、十二世紀後半から十四世紀における大官司の馬場家に対する支配が強力であったとは到底考えられず、両者は本所院また幕府に対して独立・並立的関係にあったとみなければならぬ。したがって馬場家の事例に限ると、「はじめに」に記した小島鉦作氏の「大官司が社家全般を統制した」という見解は成立し難く、上村説にしたがわなければならないのである。但し、馬場家を検討した文書は十四世紀までのものであり、それ以降についてはいまのところ何ら検討する材料をもちあわせていない。そこで次節では、十五世紀の文書が伝存するいま一つの権官司田島家のついて考察を加えてみることにしたい。

三、祝師田島家

田島家の所領・所職に関する文書を編年順に整理したものが「表2」である。まず田島家の所領は次の「⑩文書」によってその大略を知ることができる。

「⑩文書」 尾張（田島） 仲奉讓状写

〔表2〕 祝師田島家関係文書

和暦年月日	西暦	文書名	宛所	内容	出典
① 正応4・4・13	二一九一	熱田大宮司藤原定親抽判下文写	尾張(田島) 仲広	一 内神領為安郷郡司職補任	田島家文書(熱田神宮文書) (鎌倉文書三三・七九四号)
② 正応6・7・16	二一九三	熱田大宮司藤原行氏抽判下文写	(田島) 中務小大夫仲広	一 内神領為安郷郡司職補任(安徳)	田島家文書(熱田神宮文書) (鎌倉文書四一・八五六号)
③ 正安元・8・	二一九九	尾張(馬場) 員仲申状案(断簡)	(社殿御代カ)	一 内神領神戸郷内止符多下職送給申請	獵段神社文書(鎌倉遺文二六・一〇二九号)
④ (正安2カ)	二二〇〇	尾張(馬場) 員仲申状案(断簡)	(熱田大宮司カ)	一 内神領神戸郷内正符多下職送給の事カ	獵段神社文書(鎌倉遺文二六・一〇二〇号)
⑤ 觀応2・6・24	二二五一	某(熱田大宮司カ) 抽判宛行状写	祝師(田島) 仲衛	一 祝師職の内本下官所職 同大幣田の遷行	田島家文書(熱田神宮文書) (富中史資料編六一・五四号)
⑥ 応永24・9・14	四一七	熱田太神宮庁補任状写	散位尾張(田島) 仲福	一 祝師職の内本下官所職 同大幣田の遷行	田島家文書(熱田神宮文書) (千秋家文書上巻二六号)
⑦ 応永26・6・17	四一九	(熱田社管領) 吉賀和建照奉書写	田島仲福	一 内神領神戸郷内の西田島原敷充行	田島家文書(熱田神宮文書) (張州雜誌卷二六)
⑧ 応永28・7・19	四二一	熱田太神宮庁宛行状写	尾張守(田島) 仲福	一 一段宛行	田島家文書(熱田神宮文書) (張州雜誌卷二六)
⑨ 応永35・1・23	四二八	熱田社務代吉賀和建照奉書写	祝師(田島) 仲清	一 祝師職 知行地安堵	田島家文書(熱田神宮文書) (千秋家文書上巻二八号)
⑩ 明応6・5・21	四九七	尾張(田島) 仲奉讓状写	左京亮(田島) 範和(仲和)	一 祝師職 社領給状・私領 諸社社祿領職之事	田島家文書(熱田神宮文書) (千秋家文書上巻三〇号)

讓与 諸職等亘

合

⑦ 祝師職 當任屋敷家等

① 社職給歩 私領其外悉

一 水上祿宜職 其外諸社等

② 當知行分惣領職之事

右、代々本重書等相副而、左京亮範和に、一円に所讓

渡實正也、但庶子配分之事者、爲成敗少可有扶持候、

如此定置上者、不可親類他妨者也、仍爲後代、讓之狀

如件、

明應六年五月廿一日

權宮司祝師尾張守仲奉書判

これは明応六年(一四九七) 田島仲奉(在職・寛正五入

一四六四) 明応六) が息男左京亮範和(のち仲和、在職・

明応六) 大永三(八一五・三三) に宛てた讓状である。仲奉

の所領・所職は、⑦祝師職とそれともなう屋敷家、①社

職ともなう給分と私領、②撰社の水上社および諸社の祿

宜職であり、これらは④にあるように田島家惣領職に付帶

するものであった。この讓状には④「代々本重書等」、つ

まり安堵状・証文などが添えられていたが、その主体は明

記されていない。また「社職給歩」とは水上社をはじめ諸

社祿宜職に付帶する給分もあろうが、その他にはないのか、

さらに私領の実例など、この讓状からは多くを知ることができる。そこでこれらの実態をできうるかぎり明らかにしておきたい。

〔①文書〕熱田大宮司藤原宗範袖判下文写

(花押影)

下 爲安郷

定補郷司職事

尾張仲廣

右、以人所定補彼職如件、有限御年貢并恒例臨時院役

社役等、守先例、無懈怠、可令弁勤、仍沙汰人百姓等

宜承知、勿違失、故以下、

正應三年三月十三日

〔②文書〕熱田大宮司藤原行氏袖判下文写

(花押影)

下 爲安郷

補任郷司職事

中務小大夫仲廣

右、以人爲彼職、所補任也、早任先例、可致沙汰之狀

如件、百姓等宜承知、勿違失、以下、

正應六年七月十六日

爲安郷はその所在地の比定を詳らかにできないが、旧稿で述べたように熱田社一円神領であり、「①文書」は正應四年(一二九二)四月に大宮司藤原宗範が祝師田島仲広(在職・正嘉二 \rightarrow 一二五八 \rightarrow 永仁元 \rightarrow 一二九三 \rightarrow)を当郷の郷司職に任じたもので、この職は社職の一種である。

その結果、仲広は熱田社に対して定田畠の「御年貢」および「恒例臨時院役社役」を納入する責任を負うことになったが、郷内の除田畠のうちから郷司給を給分として与えられたものとみられる。「②文書」はその二年後の正應六年七月に、大宮司藤原行氏が仲広を再度爲安郷の郷司職に任じたもので、いささか奇異に感じられるが、これは同年六月に宗範から行氏に大宮司が交替したためによる安堵状である。

このように田島家の所領には、熱田社一円神領の現地経営責任者としての郷司給分を含んでいるが、この權益は応安五年(一二三二)八月の前節「④文書」に惣檢校馬場家仲が同重仲へ「重代相傳之本領」を讓与したときに、一円神領とみられる「中嶋郡 珠耀名郷司職」が含まれていることから、本領として子孫へ讓渡できるものであった。但し、「②文書」の大宮司代替りの安堵状が存在することか

らみて、譲与のときには大宮司の安堵が必要であったようである。それは国免によって成立した熱田社の特定用途料を負担する散在料田、また一定の神役勤仕を条件に社領として成立した中世的郷は、ともに名主・領主の支配が強く、熱田社にとっては彼らを通じて神役を得るだけの権利を有するという、いわば外核的な社領であったのに対して、為安郷など一円神領は熱田社の直接支配のおよぶ内核的な社領であったからである。

次に正安元年（一二九九）八月の「③文書」とその翌年と推定される「④文書」とをみておこう。

「③文書」尾張（馬場）員仲申状案

散位員仲言上

欲早且任傍例、且任道理、蒙御下知、神戸郷内今村

禪祐房琳慶跡、祖父祝師頼仲傳領正住名島壹段大事

副進

禪祐房琳慶讓狀案一通

祝師大夫夫仲繼狀案一通

親父大炊助讓狀案一通

神戸郷内當名主注文一通

件島者、去承久三年三月十日琳慶依爲弟子頼仲讓之、

頼仲依有要用、爲質券入置、當宮供僧慶円之後、彼廢
円聳平三郎博奕之故、□「□」點召畢、然者、祖父頼仲
「コノ間脱アラン」所科之上、嫡男祝師大夫夫仲繼
顯然也、如此舊領令安堵□傍例也、先例也、可然者、
任道理、返給名主職、任先例、地□段別壹斗爲令進
濟、□言上如件、

正□元年八月 日

「④文書」尾張（馬場）員仲申状案（断簡）

散位尾張員仲申

神戸内横田壹色正住名壹段大、去年社殿御代、相傳

子細言上之時、同年十月十三日預御下知、令□

「③文書」は、馬場員仲が愛知郡神戸郷内のうち祖父田

島頼仲以来の所領である正住名島地一段大の名主職返給を

申請したものである。宛所はみえないが、「④文書」に

「去年社殿御代、相傳子細言上之時」とあることから、「社

殿御代」おそらく大宮司の代官とみてよいであろう。この

神戸郷は天長十年（八三三）に十五戸の神戸を封された地

に由来するとみられるが、中世には熱田社を囲む地域で一

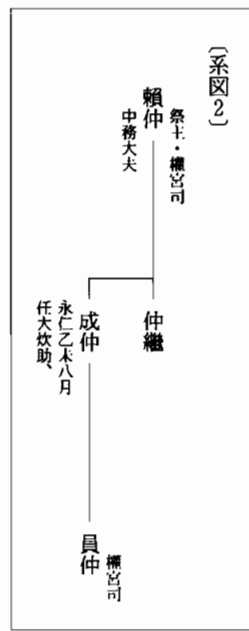
円神領となり、そこには神職が屋敷地や畠地を名主的地位

として所有していたようである。

〔③文書〕によると正住名の伝領過程は、承久三年（一二二一）三月、禪祐房琳慶が弟子で員仲の祖父頼仲に譲り、のち頼仲は神宮寺供僧慶円に質入していたが、慶円の智平三郎が博奕の罪を犯したために召し上げられた。そののち文書に欠落があるようで経緯を明らかにできないが、再び頼仲の所有に帰しその嫡男の祝師田島仲継に伝わったように、次いで員仲の父大炊助に譲られた。文言に「地^{下野の}段別壹斗」とあることから、正住名は借畠地とも考えられるが、譲与や質入が認められるなど名主に処分権があること、熱田社への地子負担は新所有者に受継がれていることなどから、もともとは琳慶が神宮寺の何らかの職に付帯する給分として与えられていた畠地とみるべきであろう。そうであれば、この地子は畠地年貢ということになる。このように正住名一段大という小片畠地の名主職についても大宮司の安堵を必要としたわけだが、それは質入するなどの処分権を名主が有しているも、正住名は〔①②文書〕の為安郷と同様に一円神領神戸郷の一部を占めており、給分として与えられていたためであろう。

因みに〔③文書〕からは正住名の伝領過程のうち仲継から大炊助へ伝わった事情が不明であるので、これを検討し

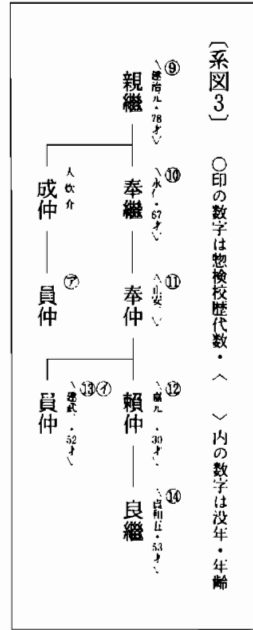
ておきたい。頼仲・仲継父子はともに『熱田祝師尾張宿禰田島氏系譜』『田島家譜』に中務大輔（夫）としてみえるが^⑦、大炊助・員仲を含めた四人については前出『田島丹波系図』に次のようにある。



頼仲は員仲の祖父、その嫡男は仲継、また仲継と大炊助成仲は兄弟、員仲は成仲の息男であり、〔③文書〕の人物関係が〔系図2〕に示されている。ところが成仲・員仲父子は『熱田惣檢校尾張宿禰馬場氏系図』（系図3）に次のように記されている。

成仲の肩には「大炊介^通」とあり、また親継の没年建治元年（一二七五）、同じく奉継の永仁三年（一二九五）からみて、正安元年（一二九九）〔③文書〕の大炊助とこの〔系図3〕の大炊介成仲とは同一人物とみられる。④の員仲は十二世惣檢校頼仲（〔③文書〕の琳慶弟子の頼仲とは

〔系図3〕 ○印の数字は惣檢校歴代数・、∨内の数字は没年・年齢



別人)が嘉元三年(一二三〇五)に没し、その子息良繼が幼少であったために後見を務めて十三惣檢校となり、文保元年(一二三一七)良繼に同職を譲っており、没年は建武二年(一二三五五)であるから、前節「⑧文書」元亨元年(一二三二二)「かやそる局安堵状」の「神官かすなか」と同一人物とみられる。またあるいは、⑦と④の員仲は同一人物であろうか。そこで「系図2」と「系図3」とを統一的に考えてみよう。「系図2」の員仲の肩に「權宮司」とあるのは、「系図3」の④の員仲が良繼の後見として惣檢校にあったことを示すものである。したがって、兄仲繼から正住名畠一段大を譲与された大炊助成仲は、「系図3」を参照すると馬場親繼の養子となり、さらにその子息⑦の員仲は奉仲の養子となり、義兄頼仲の子息良繼の後見として惣檢校を継いだことが理解できよう。つまり正住名畠一段大は田

島家から馬場家の所有に移ったことになるのであるが、恐らく員仲の系列に伝わっていったのである。なお本節で正住名について述べたのは、もともとこの地が田島家の所領であったからである。

次に十四世紀の史料であるが、遺憾なことに観応二年(一二三五二)の次の文書が管見におよんだ唯一のものである。

〔⑤文書〕某(熱田大宮司カ)袖判宛行状写

(花押影)

葉栗郡誠五名事、祝師仲衡(前)所宛給也、可致其旨存知之状如件、

觀應二年六月廿四日

これは田島仲衡(在職・正和五八一三・一六〇〇)延文元(一一五六〇)が葉栗郡誠五名を宛行われたものであるが、発給者を詳らかにできない。当然想定されるのは「①②文書」のように大宮司ということになるが、この時期にその任にあったとされる藤原忠広・同範重の花押と「⑤文書」のそれとは異なっており、俄かに判断できないものがある。ただ誠五名が一円神領ではなかったことは、正和五年(一一三六)の「熱田社領注進状写」と文和三年(一二三四)

の「熱田社一円神領注進状案」に記載されていないことから窺うことができるが、このことはただちに社領ではなかったことを意味しない。確かに「⑤文書」の文言には熱田社への負担条件その他はみえないが、「祝師[○]仲衡」に給されている以上、社領とみるのが妥当であろう。また誠五名が「⑤文書」の前年観応元年に中島祐俊が中島郡の妙興報恩禅寺へ寄進した「尾張國丹羽郡瀬邊散在^{薩摩前司跡内} 畠地事（中略）一所 誓吾村内捌段^⑫」の誓吾村と同一であれば、仲衡は誠五名の名主職として熱田社に対して年貢徴収の責任を負い、前註（44）の「某宛行状写」のように年貢の一部を給分として与えられていたのかも知れない。しかし「⑤文書」については、前節「⑧文書」「かやそる局安堵状」と同様に領家の存在も考慮する必要があり、詳しくは後考に俟ちたい。

次に十五世紀前半の文書についてみておこう。

「⑥文書」熱田太神宮庁補任状写

熱田太神宮廳

補任 祝師職内

氷上宮祢宜職事

散位^{（山本）}尾張仲稻

同大般若田壹町^{（尾張）}

右以人所補任彼職也、且爲祝師職之内之間、惣領重代之旨、被還付者也、神官等宜承知、敢勿違失、故以補

應永廿四年九月十四日 祝三國友松

大宮司藤原朝臣^{（山本）} 書判

この補任状は応永廿四年（一四一七）に熱田太神宮庁（大宮司藤原貞範）が田島仲稻（在職・明德四へ一三九三）と正長元へ一四二八）を氷上宮祢宜職に任じ、その給分とみられる大般若経田一町を宛行つたものである。文言に「祝師職内」「惣領重代之旨、被還付」とあり、また前出「⑩文書」「尾張（田島）仲奉讓状写」からも明らかのように、氷上宮祢宜職は田島惣領家相伝の社職^⑫であった。仲稻の祝師職就任から二十五年も経過しての祢宜職還付は、この職が一時仲稻から離れていたかの憶測を生じさせるが、それは応永二十四年頃に藤原満範から貞範に大宮司が交替した^⑬ための安堵状とみられる。このように田島惣領家の世襲である祝師職に含まれる氷上宮祢宜職は、大宮司の安堵によって保証されることが知れるわけだが、このような手続はこれ以前には徴証がない。

さらに祝師職自体についてみると、仲稻の跡を継いだ子

際に大宮司貞範を「社務」、建照を「社務管領」と記していることから、社務を大宮司から委任された社職であり、のちにみえる「社家奉行」「大宮司代」の前身とみられる。

この吉賀和氏は『満濟准后日記』応永三十五年十月十六日条に「大宮司内者吉川ト云者」とみえる大宮司の家司であり、その子息左衛門季泰とともに大宮司貞範の在職期間に限って史料にあらわれる。またさらに、次の宛行状に明白なように、建照が大宮司を介さずに社家の家屋敷安堵を直接行なった例さえ存在するのである。

宛給 家屋敷事

林宗重

右、彼屋敷者、爲代々相續支證明鏡、任亡父重弘讓狀之旨、如元被返付之者也、社家宜承知之状如件、

應永廿六年五月廿日 建照(花押)

奉書様式による下級社家への社職補任・給分宛行は「⑦文書」より以前には三例を確認でき、それらにはいずれも大宮司の袖判が認められるが、基本的にはこれらの補任・宛行は大宮司の直状によってなされていた。また右宛行状と同様に大宮司家司とみられる人物が直状で社家を社職に任じた例としては、この前年の応永二十五年に左衛門尉常

齊が林重宗を撰社高藏宮の日番職に任じたものがあるが、その後も大宮司が署判する熱田太神宮庁補任状による下級社家の社職任命の例もあることから、ただちに文書様式の変更があったと断言することは控えたい。

しかし、応永年間の田島家に対する発給文書について振り返ると、これまでの大宮司直状から「⑦⑧⑨文書」の家司奉書様式へ変化したこと、「⑨文書」にみられるように祝師職自体の安堵に大宮司が関与するようになったことは留意しておくべきであり、さらに大宮司家司による下級社家への直接安堵などは、これまでにみられない大宮司の社家への対応として捉えなければならないであろう。このようなことは、やはり応永年間頃に大宮司の社家に対する支配が強化されたとみるべきではなからうか。すなわち、「はじめに」で紹介した上村喜久子氏の説⑩⑪⑫は、十五世紀になると右述のように変質したとみるべきと考える。この問題の解明には、大宮司および熱田太神宮庁発給文書の網羅的な検討がぜひとも必要である。いまのところ管見におよんだ十二世紀末から十五世紀末までの間の文書は約五十通であるが、本稿で検討する紙幅の余裕はない。ここでは応永年間を境に大宮司の社家支配が変容したことを指

摘するに留めておきたい。

おわりに

以上述べたところを整理しておこう。

〔惣檢校馬場家〕

⑦所領は開發して国免を受けた免田（熱田社にとって料田）、買得した料田、一円神領の郷司職給分が史料上確認できる。

⑧所領安堵の主体は、鎌倉期には本所院および幕府。南北朝には院との関係がさらに強まり、惣檢校職自体の安堵を受けるようになる。また大宮司による安堵は、いまのところ史料上に確認できない。

⑨鎌倉期には、神職・院仕身分・御家人の三重の性格をもち、大宮司とは並立的な関係にあった。

〔祝師田島家〕

⑩所領は一円神領の郷司職給分、摂末社の祢宜職給分、他より譲与された一円神領内の畠地（名主職）が史料上確認できるが、料田の存在をみない。

⑪所領安堵の主体は確認できる限り大宮司によるもののみ

で、本所院・幕府によるものは一例もみない。また応永年間頃から大宮司が祝師職自体の安堵を行なうようになる。

これらの相違は史料の年代や残存性に問題があるのかもしれない、これらを総合的に把握するならば、両権宮司家の所領のうち料田は大宮司の直接支配を受けない私領的性格をもち、売買はできたが熱田社への負担は新所領者に引継がれ、また一円神領の郷司職・名主職や諸社祢宜職の給分は公的な性格が強く、大宮司の安堵を必要としたが、質入した例もある。しかし一方では、馬場家については院・幕府の安堵例がみられ、田島家にはその例が皆無であることは、両家の著しい相違としていまのところ認識しておく必要はある。

また応永年間頃から、それまでみられなかった大宮司による祝師自体の安堵が行われたり、社務代と称する大宮司家司が下級社家に対して大宮司を介さずに直接補任安堵をする例が認められることなどは、大宮司の社家に対する支配強化の姿勢を窺うことが可能である。つまり十四世紀末までは上村喜久子氏指摘の㊦の通り、大宮司と権宮司家とは並立関係にあったとみてよいのであるが、以後この関係

は明らかな変容が認められるのである。この実態については前節で少し述べたが、詳細は後日の別稿に譲ることとしたい。

補註

- (1) 『熱田社領を背景とする大宮司家の変遷』(『頼朝会雑誌』四号・一九三二年、のち『荘園史の研究』下巻一・岩波書店・一九七八年に再録)。
- (2) 「中世における熱田社領―社会経済的發展の基盤と領知制―」(『神道史研究』七一六・一九五九年、のち小島鉦著作集第三卷『神社の社会経済史的研究』吉川弘文館・一九八七年に再録)。
- (3) 「尾張三宮熱田社領の形成と構造」(『日本歴史』二九四号・一九七二年)。
- (4) 『日本紀略』弘仁十三年六月廿一日条。
- (5) 『日本紀略』康保三年三月廿二日条。
- (6) 長保四年十二月九日「大江匡衡祭文」(『朝野群載』卷第三・文筆下)。
- (7) 寛弘元年十月十四日「大江匡衡大般若経供養願文」(『本朝文粹』卷第十三・願文上)。
- (8) 『宇治拾遺物語』四十六・伏見修理大夫俊綱の事。
- (9) 以上前註(8)に同じ。
- (10) 『尊卑分脈』二一四七〇頁。
- (11) 『張州雜志』卷第三十四所収の「大宮司系譜」の季範の項の頭註に「イ永久二^甲年、補大宮司職」とある。なお他の諸系図にこの記載はみられず、またイ本の存在を明らかにできない。
- (12) 『玉葉和歌集』二十神祇歌、『尊卑分脈』、『熱田大宮司千秋家譜』(『熱田神宮文書』千秋家文書下巻)、『熱田神宮宮庁』一九九二年(所収)。
- (13) 『平治物語』上巻「待賢門の軍の事」(陽明文庫蔵(一)本、新日本古典文学大系『保元物語・平治物語・承久記』岩波書店・一九九二年)。
- (14) 前註(2)小島鉦作氏論文、拙稿「十一―十三世紀における熱田大宮司家とその一門」(『神道史研究』三九一・一九九一年)。
- (15) 『神道大系』神社編十九熱田(神道大系編纂会・一九九〇年)所収。
- (16) 別名「伊勢尾張氏系図」(『張州雜志』卷第三十六所収)。この系図は大宮司尾張員信より起こし、他の田島系図に比べて詳細である。特徴として、①女子の嫁ぎ先、②女子所生子息の系譜、③他系図にみえない権宮司の人名などが記されており、田島氏と他氏との関係を知るうえで貴重な系図である。ただ遺憾なことに原本の所在を明らかにできない。
- (17) 『熱田祝師尾張宿禰田島氏系譜』(前註(16)所収)は員頼・信頼とともに大宮司とするが、他の系図にはみえない。特

に前註(16)の『田島丹波系図』に記載がないことを尊重しておきたい。

- (18) 祝師・惣檢校は権宮司であることが条件だが、権宮司は必ずしも祝師・惣檢校に就くとは限らない。例えば文和三年(二二五四)四月廿三日「熱田社一円神領注進状案」(『熱田神宮文書』宝庫文書五号・熱田神宮宮庁・一九七八年)には五名の権宮司、また応永十九年(一四二二)十一月日「熱田大神宮祠官供僧等連署解」(京都御所東山御文庫記録五十八号・『大日本史料』第七篇之十七)には九名の権宮司が確認できる。この権宮司層は田島・馬場家の本家・庶家によって構成されたとみられ、両家の本家が祝師・惣檢校職を世襲した。

- (19) 前註(17)『熱田祝師尾張宿祢田島氏系譜』頼忠の項。なお祝師を祝詞師と記す場合もあるが、本稿では通例の祝師と記す。

- (20) 『熱田神宮史料』年中行事編上巻解説三「当宮の諸職掌」(熱田神宮宮庁・一九七一年)。

- (21) 一円神領の実質経営権を掌握していたのは権宮司層であって、惣檢校単独の権限によって扱われたことはない。これについては拙稿「中世熱田社『一円御神領』の一考察―文和三年社領注進状を素材として―」(『谷省吾先生 神道学論文集』国書刊行会・一九九五年)参照。

- (22) 『熱田祠官略記』前註(15)『神道大系』所収。

- (23) 『熱田祠官祠掌私記』(前註(15)『神道大系』所収)に

「祝師・惣檢校兩家ハ、斷絶之時互ニ相續する故ニ、今ニ至而他姓之者ハ勿論、女子方より家を建る例なし」とある。

- (24) 前註(16)『田島丹波系図』の惣檢校馬場廉忠の子息頼嗣、その猶子親繼の項に「祭主權宮司」すなわち祝師になった事例がみえる。

- (25) 前註(1)西岡虎之助氏論文。

- (26) 『台記』久安六年七月廿三日条。

- (27) (文暦二年八一三三五)「尾張(馬場)親繼申状案」(斷簡)粟田敵穂氏所藏文書(『鎌倉遺文』補遺二―一七二号)。

- (28) 前註(27)文書に「件新田者、去長寛年中池大納言家御任中、奉忠蒙國免、引募件講經供新田畢」とあり、また平頼盛は長寛元年正月廿四日(『公卿補任』仁安元年頃)に辞任しているのが、長寛年中とは長寛元年を指す。

- (29) 建久三年(一一九二)十二月十日「將軍家(源頼朝)政所下文書」(『熱田宮及大宮司文書写』名古屋市鶴舞中央図書館所藏、『鎌倉遺文』同補遺未所収)。

- (30) 前註(3)上村喜久子氏論文。

- (31) 成重は尾張氏の諸系図にみえず、どの系列につながるか不詳。

- (32) 本稿に掲載した鎌倉期の文書のなかには、『鎌倉遺文』および同補遺に未収録のものがある。本文では特に註記しないが、第二節(表1)の出典欄に『鎌倉遺文』の記載がないものはそれに当る。

(33) 年月日未詳「尾張熱田宮領注進状案」三河猿投神社蔵『本朝文粹』卷三裏文書〔鎌倉遺文〕卷第二六一—一九八三六号。

(34) 「⑩文書」尾張(馬場)良繼讓状

讓渡 面々支配田島等注文事

一、寶光庵方丈分

南新田經田貳反 鑄師迫當作

一、證心院房分

御社迫貳反半 東五反

一、忍一御房分

多賀ノ後家讓分五反 入ノ口付當貳反 佛性田一反

除田 中瀬屋敷

一、中瀬殿分

苗代田昌明年參反小 永仁三反佃、當作 存生之間可

有知行候、

一、明三侍者

東面 神佛名跡

一、大貳殿分

石津年貢内、毎年壹貫文南御堂可致沙汰也、殘分連々

可加修理候、又一百丁郷司職可致領知□、

一、宰相房分

講田一圓 可被知行候、

面々不可有他煩者也、

右各良繼任支配之旨、可有知行者也、相互成水魚之思、聊

不可有違乱之儀候、兼復面々隨分限之多少、專沒御之追善令資助覺路者、尤所願也、更々不可有退轉候、仍爲未代龜鏡、支配如件、

觀應貳年辛卯五月廿二日 惣檢校法眼良繼(花押)

〔⑬文書〕熱田太神宮庁補任状写

判

熱田太神宮廳

補任 御井新田伍段大間

散位尾張秀仲

右、於彼新田者、任實仲讓状之旨、不可有知行相違之狀、如件、

應安三年十二月 日

祝三國弘守

大宮司藤原朝臣

(35) 前註(3) 上村喜久子氏論文。

(36) この場合の「社家」とは、後述の「⑩文書」によると大宮司・社官(上級社家・権宮司層)を指すものとみられる。この集合体は熱田太神宮庁とも考えられるが、同庁発給文書には大宮司の署名はあるものの権宮司のそれはまったくみられず、確信がもてない。

(37) この冷泉大納言家は、冷泉万里小路に住み冷泉を号した藤原隆房で、尾張守には建久六年(一一九五)六月三日に息男隆宗が就任している(『尊卑分脈』二—三三四頁、『公卿補任』建保六年項)。

(38) 『熱田惣檢校尾張宿弥馬場氏系図』(前註〈15〉)。

(39) 前註(3) 上村喜久子氏論文。

(40) 正和五年(一三二六)十一月日「熱田社領注進状写」(楓軒文書纂)中卷五二九(三〇頁)に「本別納外新別納」として「成武郷則武イ本」とある。但し文和三年(一三五四)四月廿三日「熱田社一円神領注進状案」(前註(18)文書)には記載されておらず、南北朝期には一円神領からはずれていた。

(41) 成武郷の安堵については「⑦文書」永仁五年(一二九七)二月廿五日「伏見天皇女房奉書」がある。

なりたけの事、御けちのみんなをなされ候て、ふきやうのもとに、御□□ゆいくわんほうに、いそきとりて、くたすへきよしおほせられて候へ、しへらくたうしの御文に、しさいを申してくるへきよしそ人申候て、いまたう□□とらす候いそきとらせ申されて、とらるへ□□よし申せとて候、あなかしくく、

(42) 一円神領の郷司職は大宮司によって任じられる。これについては前註(21) 拙稿参照。

(43) 成武郷は一円神領であるが、(前註(40))、この一円神領内に料田が存在した場合、一定の用途料を負担するのみで、扱いは除田となる(前註(3) 上村喜久子氏論文)。また一円神領郷司職給分も除田として扱われる(正安二年(一一三〇)〇〇「熱田社領大郷郷検見注進状案」三河猿投神社蔵『本朝文粹』巻三裏文書へ「豊田史料叢書」猿投神社中世史料・豊田市教育委員会・一九九一年)。

(44) 「某宛行状写」林正木大夫家文書「張州雜志」卷第三十六、なおこの発給者は大宮司であるとみられ、他の例には袖判がおかれるのが一般的である。

(45) 前註(21) 拙稿。

(46) 富田正弘氏によると「祈禱は単なる神頼みではなく、軍事的な勢力範囲の誇示であり、祈禱状は一種の軍勢催促状又は禁制」と指摘されている(中世東寺の祈禱文書について―古文書体系論と宗教文書―『古文書研究』一一号・一九七七年)。

(47) 「⑥文書」は断簡で年紀はみえないが、それを窺うには範広が当代の大宮司であったことが参考になる。『熱田大宮司千秋家譜』によると、範広はまず宝治二年(一二四八)三月十一日に庁宣により大宮司に任じられ八年間在職し、また康元二年(一二五七)正月十一日に還補しているから、『⑥文書』の年紀はこの二度の在職期間のいずれかにあたる。幸いに『熱田惣檢校尾張宿祢馬場氏系図』の親継の項に「正嘉二年八月賜關東御下文、文曆元年十二月廿八日未剋白嶺皇門之前火災起、而令燒失私領名田等相傳之文書」とあることは、二度目の在職期間に一致する。この「正嘉二年八月賜關東御下文」は「⑥文書」のことである可能性が高いといえよう。

(48) 竹内理三氏「熱田神宮と源頼朝」(熱田風土記)四号・久知会・一九六三年)によると、源義仲入京のことが本書状にみえていることから、寿永二年七月廿八日を遠く離れな

い時と推定されている。しかし『熱田宮及大宮司文書写』(名古屋市鶴舞中央図書館蔵)には、本書状の年紀とみられる、

かしく、

壽永二年

七月十六日

在御判

故奉忠後家殿

との断簡が書写されており、興味深い。

- (49) 奉忠の遺領は後述の「③文書」にみえる「本宅^并力王子已下名田」であるが、この名田には「⑤文書」④の長寛元年に奉忠が国免を受けた「大宮・八剱兩社新季大般若經新田拾參町陸段」も含まれていたとみられる(前註へ3)上村喜久子氏論文。

- (50) これは一連の將軍家政所下文への書換によるものであろう。

- (51) 前註(3)上村喜久子氏論文。

- (52) 上横手雅敬氏は『吾妻鏡』建永元年(一一〇六)五月六日・廿四日条の伊勢神宮祭主大中臣能隆が家司加藤光員を幕府に訴えた記事から、光員は①能隆の家司、②鎌倉御家人、③院仕身分、という三重の性格をもつとされ、この種の重層的な主従関係は少なくなかったことを述べられている(『日本中世政治史研究』三四八頁、塙書房・一九七〇年)。
- (53) 以下、権宮司職の在職期間は『熱田祝師尾張宿祢田島氏系譜』による。

- (54) 為安郷の郷司職については前註(21)拙稿参照。

- (55) 前註(12)『熱田大宮司千秋家譜』行氏の項。

- (56) 『続日本紀』天長十年六月壬午(廿七日)条。

- (57) 『熱田祝師尾張宿祢田島氏系譜』は仲継を頼継と記すが、『田島家譜』(『張州雜志』卷第三十六所収)には頼継の項に「舊記仲繼「作ル」との註記がある。

- (58) 『熱田惣檢校尾張宿祢馬場氏系図』十三世員仲の項。

- (59) 文和二年(一一五三)十二月十三日「熱田大宮司藤原忠広楠木御前祢宜職宛行状」(『熱田神宮文書』千秋家文書上巻一一号)、貞和五年(一一三四)十一月七日「藤原範重寄進状写」(『熱田宮及大宮司文書写』名古屋市鶴舞中央図書館蔵)。

- (60) 前註(40)『楓軒文書集』。

- (61) 前註(18)『熱田神宮文書』宝庫文書。

- (62) 社職は第三節「①②文書」の一円神領郷司職のように社領そのものに関わる俗的な職と、本文書の水上宮祢宜職のような聖的な職との二種類があり、ともに給分が付帯する。なお熱田神宮文化研究員野村辰美氏より、水上宮は代々久米家が社務として世襲しており、この田島家の同宮祢宜職は遷宮・神事などに熱田社から派遣されて祝詞を奏上する祝師のことであろう、との御教示を得た。

- (63) 『熱田宮年代記』(『熱田神宮史料』造宮遷宮編上巻・熱田神宮宮庁・一九八〇年)に、貞範の大宮司在職が応永二十四年にはじまることがみえる。

- (64) 「応永二十六年大宮御遷宮供奉人差定」(『熱田神宮史料』

造宮遷宮編上巻)。

(65) 文明元年(一四六九)十一月九日「熱田社社家奉行藤原季国紛失状写」(『熱田神宮文書』千秋家文書上巻二一号)。

(66) 延徳三年(一四九二)六月十四日「熱田大宮司代藤原月栖(季国)下知状写」如法院文書(『張州雜志』巻第五十四)。

(67) 「熱田社管領吉賀和建照宛行状」(『熱田神宮文書』千秋家文書上巻一八号)。因みに林家は代々開闢職を務める下級社家である。

(68) 正中二年(一三三五)三月十六日「熱田大宮司藤原朝重袖判左衛門尉遠秋奉書写」(『熱田神宮文書』千秋家文書中巻二九四号)、康永三年(一三四四)十二月廿六日「(熱田大宮司藤原高季カ)袖判円道奉書写」林正木大夫家文書(『張州雜志』巻第三十六)、明徳二年(一三九一)十一月十五日「熱田大宮司藤原某袖判左衛門尉某奉書写」(『熱田神宮文書』千秋家文書中巻二九七号)。

(69) 応永廿五年(一四一八)十月廿一日「左衛門尉常齊補任状写」(『熱田神宮文書』千秋家文書中巻三〇一号)。

(70) 例えば永享三年(一四三二)八月廿八日「熱田太神宮庁補任状」(『熱田神宮文書』千秋家文書上巻一九号)は、大宮司藤原持季が林重明を楠木社祢宜職に任じている。

(金沢工業大学専任講師・一九七九年卒)